

第3期伊勢市教育振興基本計画

令和 年 月

伊勢市教育委員会

目 次

第1章 計画の基本事項

I 計画策定の背景、趣旨	1
II 計画の位置づけ	1
III 計画の期間	2

第2章 本市の教育を取り巻く状況

I 少子高齢化・核家族化等の進行	3
II 市立小中学校児童生徒数の推移	3
III 人生100年時代や超スマート社会の到来	4
IV 情報リテラシーの必要性	4
V 持続可能な社会の実現	5
VI 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ	5
VII 教職員を取り巻く環境	5
VIII 激甚化する大規模自然災害や未知の感染症等、前例のない事態への対応	6

第3章 計画の基本方針

I 伊勢市教育大綱	7
II 第3期伊勢市教育振興基本計画の基本方針	10

第4章 「基本施策」と「施策」

基本施策1 確かな学力と社会を形成する力の育成

(1) 学力の育成	12
(2) グローバル教育の推進	14
(3) 主体的に社会を形成する力の育成	16

(4) キャリア教育の推進	17
(5) 幼児教育の推進	19

基本施策2 豊かな心の育成

(1) 人権教育の推進	21
(2) 道徳教育の推進	23
(3) 郷土教育の推進	24
(4) 読書活動・文化芸術活動の推進	26

基本施策3 健やかに生きていくための身体の育成

(1) 健康教育・食育の推進	28
(2) 体力・運動能力の向上	30

基本施策4 特別支援教育の推進

(1) 特別支援教育の推進	32
---------------	----

基本施策5 安全で安心な教育環境づくり

(1) いじめや暴力のない学校づくり	35
(2) 学校安全に関する取組の充実	36
(3) 不登校児童生徒への支援	38
(4) 経済的理由により就学困難な家庭に対する支援	40

基本施策6 信頼される学校づくり

(1) 地域とともにある学校づくり	42
(2) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	43
(3) 教職員が働きやすい環境づくり	45
(4) 教育環境の整備・充実	46
(5) 小中学校の適正規模化・適正配置	47

基本施策7 社会教育の推進

(1) 学習機会と学習環境の充実	50
(2) 地域・家庭の教育力の向上	51

基本施策8 青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成	53
--------------	----

基本施策9 スポーツの推進

(1) スポーツの推進	55
-------------	----

第1章 計画の基本事項

I 計画策定の背景、趣旨

本市では、平成24年（2012年）4月に「伊勢市教育振興基本計画」を、平成29年（2017年）4月に「第2期伊勢市教育振興基本計画」を策定し、「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」を基本理念に掲げ、伊勢市の目指す子ども像を「心豊かでたくましい子ども」とし、様々な事業に取り組んできました。

この間、科学技術の進歩や少子高齢化による人口減少など、教育をめぐる情勢は大きく変化し続けています。

国では、平成30年（2018年）に第3期教育振興基本計画が策定され、超スマート社会（Society 5.0）の実現を見据え、教育を通じた一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化とそれを推進するための教育環境の整備についての視点が示されました。

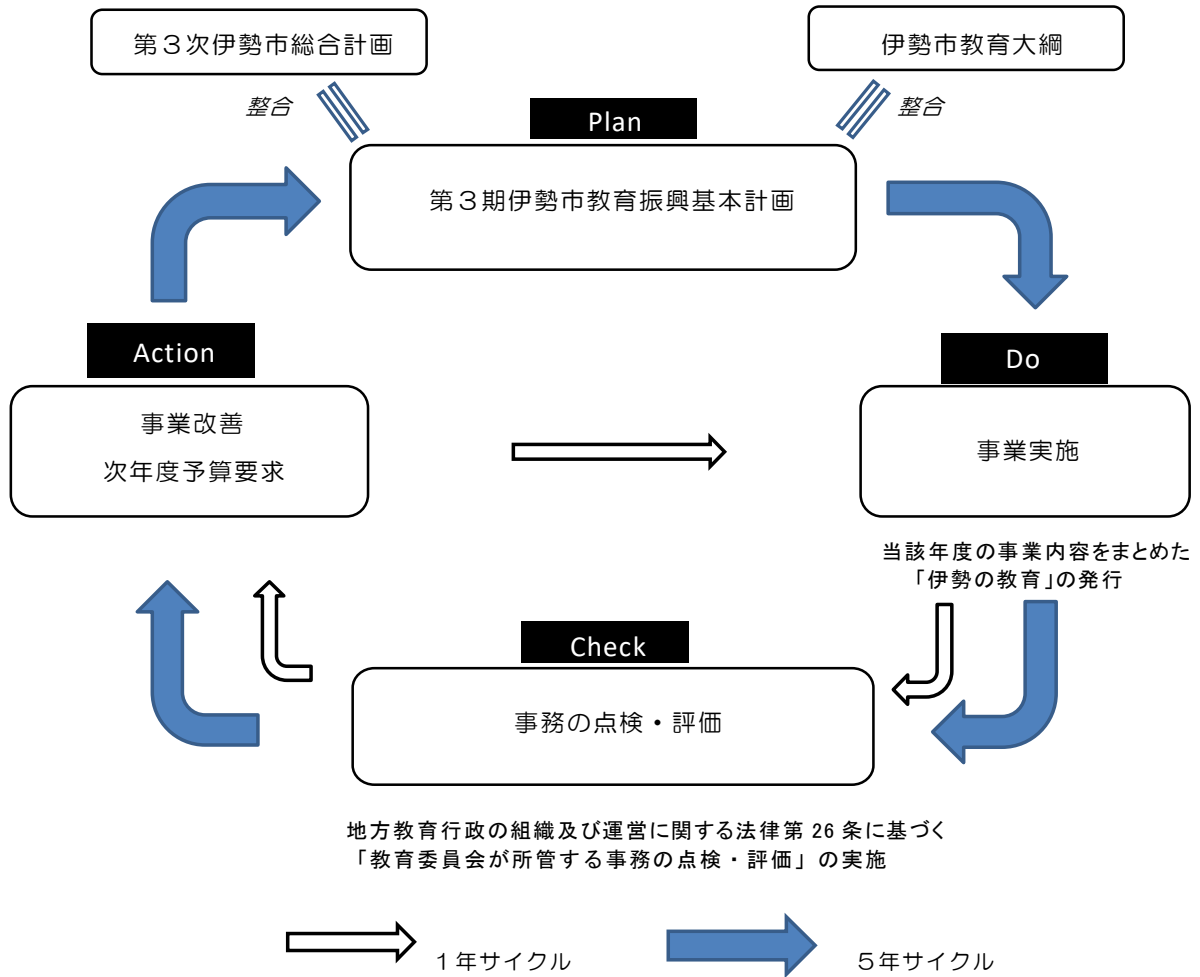
このような状況を踏まえつつ、「第2期伊勢市教育振興基本計画」の計画期間が令和3年度（2021年度）で終了することから「第3期伊勢市教育振興基本計画」を策定しました。この「第3期伊勢市教育振興基本計画」では、これまでの施策の成果と課題を整理し「第2期伊勢市教育振興基本計画」に掲げた目標・施策等を大切にしながら、令和4年度（2022年度）からの5年間に取り組むべき施策の方向性を示し、本市の教育の一層の推進を図ります。

II 計画の位置づけ

本計画は、「第3次伊勢市総合計画」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により、市長が定める「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「伊勢市教育大綱」）の基本理念及び基本目標を踏まえ、中長期的な視点から本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示すもので、学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための指針となるものです。

また、教育委員会が策定する人権教育基本方針や第3次子ども読書活動推進計画、スポーツ推進計画、小中学校適正規模化・適正配置基本計画等のほか、教育委員会が関係する各種計画等と整合性の取れたものとしします。

第3期伊勢市教育振興基本計画のPDCA サイクル



Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、今後10年先を見据えた長期的な視点に立ちながら、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

第2章 本市の教育を取り巻く状況

I 少子高齢化・核家族化等の進行

本市の人口は、昭和60年（1985年）の138,672人（※）をピークに減少を続け、令和2年（2020年）には122,765人となっています。令和2年（2020年）3月に作成された「伊勢市人口ビジョン」によると、令和17年（2035年）には106,500人、令和42年（2060年）には90,000人となり、ピーク時の約65%になると予測されています。

また、引き続き少子高齢化の進行が深刻化しており、65歳以上人口の占める割合は、昭和60年（1985年）の12.0%から令和2年（2020年）には32.1%へと上昇し、一方15歳未満人口の占める割合は昭和60年（1985年）の20.7%から令和2年（2020年）には11.6%へと低下しています。

さらに、核家族化の進行、単独世帯の増加により、1世帯当たりの人員は、平成2年（1990年）の3.25人から令和2年（2020年）には2.38人へと減少しています。

※合併前の伊勢市、二見町、小俣町、御園村の合計人口

	1960年	1985年	2005年	2010年	2015年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
年少人口（人）	35,997	28,735	18,579	16,967	15,880	14,253	13,610	14,140	14,010	13,000
構成比（%）	29.2	20.7	13.8	13.1	12.5	11.6	12.3	13.8	14.7	14.5
生産年齢人口（人）	79,003	93,334	85,358	78,666	73,987	69,138	59,930	51,650	47,950	47,000
構成比（%）	64.1	67.3	63.2	60.8	58.1	56.3	54.1	50.3	50.3	52.2
老年人口（人）	8,311	16,603	31,020	33,681	37,432	39,374	37,260	36,810	33,440	30,000
構成比（%）	6.7	12.0	23.0	26.1	29.4	32.1	33.6	35.9	35.0	33.3
総計	123,311	138,672	134,973	130,271	127,817	122,765	110,800	102,600	95,400	90,000

（注）1960年～2020年の人口は国勢調査値

2030年以降は伊勢市人口ビジョンの将来展望

（さまざまな施策の効果が加味された数値）

年少人口：0歳～14歳の人口 生産年齢人口：15歳～64歳の人口

老年人口：65歳以上の人口

II 市立小中学校児童生徒数の推移

小学校の児童数は、昭和56年（1981年）の13,737人（※）をピークに、令和3年（2021年）5月1日現在には6,014人まで減少しています。中学校の生徒数についても同様に、昭和61年（1986年）の6,854人（※）をピークとして年々減少を続け、令和3年（2021年）5月1日

現在には 3,106 人となっています。

それに伴い、学校の小規模校化が進んでおり、「伊勢市人口ビジョン」によると、今後も年少人口数の減少は続き、小中学校のさらなる小規模化が予測されています。

小中学校のさらなる小規模化は、近年の教育を取り巻く社会状況の変化などを考えると、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営において様々な問題を生じさせることが危惧されます。

こうした現状を踏まえ、本市では「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」を策定し、子どもたちにとってより望ましい教育環境となるよう小中学校の適正規模化・適正配置に取り組んでいます。

※合併前の伊勢市、二見町、小俣町、御園村の合計児童生徒数

Ⅲ 人生100年時代や超スマート社会の到来

誰もが幸せに、いつまでも生きがいをもって健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりをもち活躍できる場があることが重要であり、人生100年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。また、「超スマート社会（Society5.0）」の到来が予測されるなか、さまざまな分野で人工知能（AI）技術の活用が始まっています。教育現場においても1人1台端末や電子黒板の導入など、ICT機器の活用が進められています。

多様化・複雑化する時代を生きる子どもたちが、夢や志をもって可能性に挑戦し、豊かな未来を切り開いていくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

Ⅳ 情報リテラシーの必要性

技術の革新によってあらゆるものがインターネットにつながり、情報やデータがリアルタイムで交換・蓄積されるようになりました。スマートフォンに代表される情報通信機器は、暮らしを便利にする一方で、インターネット依存や SNS をきっかけとしたいじめやトラブルなど、以前にはなかった新たな課題を生んでいます。情報や情報機器を適切に扱えるよう、情報教育の充実の必要性が高まっています。

V 持続可能な社会の実現

平成27年（2015年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。17の目標と169のターゲットからなるSDGsは、持続可能な世界を実現するため、地球上の「誰一人取り残さない」ことが誓われています。

本計画では、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することが期待されます。このほかにも、気候変動などの現代社会におけるさまざまな課題に身近なところから取り組むことが大切であることから、今後もSDGsとの関係性を意識し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する必要があります。

VI 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ

平成28年（2016年）から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに加えて、令和4年（2022年）から成年年齢が18歳となります。こうした中で、社会の一員としての自覚や責任、社会を形成する力を備えた新しい時代の大人の育成など、社会状況への変化に対応するための教育が一層必要になっています。

VII 教職員を取り巻く環境

社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、教職員の時間外労働を月45時間、年360時間を上限とすることなどを内容とする「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を文部科学大臣が決めました。本市においては令和2年（2020年）に「伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」を制定し、長時間労働の是正に向けた取組を実施しています。

また、今後、経験豊かな教職員の退職が見込まれており、学校組織における年齢構成が大きく変化することから、これまでの教育実践の蓄積の引き継ぎが求められています。加えて、新しい学習指導要領や学校現場における複雑化・多様化する課題などに的確に対応していくため、教職員一人ひとりの資質の向上及び高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・確保が必要となっています。

VIII 激甚化する大規模自然災害や未知の感染症等、前例のない事態への対応

日本はもともと地震の多い国であり、特に、本市は南海トラフ地震の発生が懸念されている状況ですが、近年はその他にも、想定外の豪雨や台風による河川の決壊や地滑りなど、大きな被害が生じており自然災害は激甚化の傾向にあります。また、令和2年（2020年）には新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、本市においても学校の臨時休業をはじめ、さまざまな教育活動に大きな影響をもたらしました。

こうした危機に直面する中においても、学びを止めないための対策を講じるとともに、一人ひとりが自ら判断し、対応できる力を育む取組が必要となっています。

このように教育を取り巻く課題が複雑化かつ多様化し、変化が予測できないこれからの時代において、一人ひとりが生涯にわたって学び続け、豊かな人間関係を築き、ともに支え合い、誰もが自らの道を自分らしく歩むことができるような教育を実現することが必要となっています。

第3章 計画の基本方針

I 伊勢市教育大綱

本市では、教育の基本的な方針や教育施策を定めた「伊勢市教育大綱」を策定しています。「伊勢市教育大綱」では、「基本理念」、「基本目標」を以下のとおり掲げています。

《基本理念》

郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり

将来予測がますます困難となる時代を生き抜く子どもたちが、変化を前向きに受け止め、他者とともに支えあいながら、自らの夢や志を持って可能性に挑戦し、未来を切り拓こうとする心豊かでたくましい子どもに育っていくことが、地域社会全体としての願いです。

そのために、持続可能な開発目標（SDGs）の「誰一人取り残さない」という考え方を踏まえて、すべての子どもたちの個性を尊重しながら、学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに、安心して意欲を持って打ち込むことができるような学習環境を整えていくことが、これからの伊勢市の教育に求められているものと考えます。

また、人生 100 年時代を見据え、教育の重要性はますます高まっており、生涯にわたって「いつでも、どこでも、何度でも」学べる環境づくりや、持続可能な社会の実現に向け、社会や地域で学習の成果を発揮し活躍できる機会づくりが求められています。

さらに、地域の自然・文化・歴史に対する理解を深め、郷土を愛し、誇りに思う心を醸成して、地域の活性化及び伊勢市の将来を担う人材の育成を図っていくことも大切です。

伊勢が最高の学び場、活躍の場となるためには、学校、家庭、地域や企業、市が相互に連携、協力し、一体となって取り組む必要があります。

このようなことから、伊勢市の目指す教育の基本理念を「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」として、その実現のため、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症を受けた教育環境等の変化を踏まえながら、次の6つの項目を基本目標として取り組んでまいります。

《基本目標》

1 子どもたちの生きる力の育成

将来予測がますます困難となる時代において、子どもたちが夢や志をもとに可能性に挑戦し、豊かな未来を切り拓いていくためには、自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、行動する「自立」の力と、他者の存在や個性を大切に思いやりや協調性、自制心、表現力やコミュニケーション力などの「共生」の力が求められます。

そのために、幼児教育からの各学校段階において、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、命を大切に心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力の維持・向上などの「健やかな身体」をバランスよく育てます。

また、Society5.0の進展に対応するための情報教育や「人ならではの力（新たな価値を生み出す感性や好奇心・探求力等）」を育てる教育、グローバルに活躍できる人材を育成するための外国語教育や自他の文化理解の教育、成年年齢18歳への引き下げに伴う新しい時代の「大人」の育成など、社会状況への変化に対応するための教育を推進します。

2 誰一人取り残さない教育の推進

貧困をはじめとする様々な困難を抱える家庭環境、障がいや国籍、メンタルヘルスやアレルギー疾患等の健康課題、また、いじめや不登校など様々な困難を抱えた子どもたちが安心して学べるよう、学校、教育委員会、市長部局、関係機関、地域の各種団体等が連携し、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供や、生活上の困難解決に向けた支援などに取り組みます。

3 生涯学び、活躍できる環境づくり

人生100年時代を見据え、生涯にわたり必要な知識や技能等を学び、活用し、活躍するというサイクルを実現するため、若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくり、活動できる環境づくり等に取り組みます。

また、地域社会の構成員として孤立することなく生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた「地域課題解決のための学び」の推進を図ります。

4 スポーツの振興

市民の誰もが生涯にわたって各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむことができる環境を作ります。また、市とスポーツ組織がそれぞれの役割について理解し、連携することで生涯スポーツと競技スポーツの振興をバランスよく進めます。さらに、スポーツを通じた健康増進の意識醸成や、運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組を進めます。

5 文化の継承・振興

伊勢の地は「日本人の心のふるさと」として多くの人々に親しまれ、独特の文化を育んできました。このため、地域に伝わる有形・無形の文化財の保存、継承及び整備、活用を支援し、情報発信や記録作成に取り組み、伊勢の魅力を高めることを目指します。

また、様々な文化芸術に対し、市民が積極的に触れる機会を設け、豊かな感性や情操を育みます。若者世代にも関心や興味をもって参加してもらえる機会を創出し、文化芸術を担う人材の発掘にも取り組みます。

6 地域総がかりの教育体制による安全・安心で充実した教育環境づくり

市が有する自然、歴史・文化、伊勢の特性・資源を活用するとともに、家庭、学校・教育委員会・市、関係機関や企業、地域の各種団体等による協力や分担、幼児教育から義務教育、義務教育から高等教育等の時間軸による引継ぎ、また、子ども・若者に関する政策や福祉政策などの他分野の政策との連携など、地域総がかりの教育体制の整備に取り組んでいきます。

この地域総がかりの教育体制により、防犯・防災・交通安全等の安全・安心な教育環境づくり、また、学校におけるデジタル環境や教材等の充実、全世代を考慮した多様な学習環境・機会の創出など、学びの環境の充実を進めます。

Ⅱ 第3期伊勢市教育振興基本計画の基本方針

次の9の「基本施策」と25の「施策」を、本計画における取組の基本方針とします。

基本施策 1 確かな学力と社会を形成する力の育成

- (1) 学力の育成
- (2) グローバル教育の推進
- (3) 主体的に社会を形成する力の育成
- (4) キャリア教育の推進
- (5) 幼児教育の推進

基本施策 2 豊かな心の育成

- (1) 人権教育の推進
- (2) 道徳教育の推進
- (3) 郷土教育の推進
- (4) 読書活動・文化芸術活動の推進

基本施策 3 健やかに生きていくための身体の育成

- (1) 健康教育・食育の推進
- (2) 体力・運動能力の向上

基本施策 4 特別支援教育の推進

- (1) 特別支援教育の推進

基本施策 5 安全で安心な教育環境づくり

- (1) いじめや暴力のない学校づくり
- (2) 学校安全に関する取組の充実
- (3) 不登校児童生徒への支援
- (4) 経済的理由により就学困難な家庭に対する支援

基本施策6 信頼される学校づくり

- (1) 地域とともにある学校づくり
- (2) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
- (3) 教職員が働きやすい環境づくり
- (4) 教育環境の整備・充実
- (5) 小中学校の適正規模化・適正配置

基本施策7 社会教育の推進

- (1) 学習機会と学習環境の充実
- (2) 地域・家庭の教育力の向上

基本施策8 青少年の健全育成

- (1) 青少年の健全育成

基本施策9 スポーツの推進

- (1) スポーツの推進

第4章 「基本施策」と「施策」

基本施策1

確かな学力と社会を形成する力の育成

施策

(1) 学力の育成

現状と課題

現在の教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）等が進む中で大きく変化しています。このような社会を生きる子どもたちには、基礎的・基本的な知識及び技能、それらを活用して課題を発見・解決するために必要な思考力・判断力・表現力、そして主体的に学習に取り組む態度をバランスよく育成する必要があります。また、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることも大切です。

そのために、子どもたちが「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること、できることをどう使うか」、「どのように社会、世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から、必要な資質・能力を身につけられるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業実践が求められます。

また、社会全体のデジタル化・オンライン化が進む中、学校教育においても1人1台端末等ICTを日常的に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協動的な学び」を一体的に充実させていくことも求められています。そこで、これまでの授業実践とICTのベストミックスを図るとともに、子どもたちの学習における状況を教員が丁寧に把握し、自らの指導方法を不断に見直し、改善していくことが必要です。さらに、このような教育実践を支える、情報機器及びネットワークの整備も同時に進めていく必要があります。

加えて、子どもたちが確かな学力を身に付けるためには、学習指導要領の「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と家庭・地域が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育むとともに、家庭における教育力の向上と生活習慣や学習習慣を確立することが必要です。

主な取組

学習指導要領の着実な実施	学習指導要領に示された、各教科の資質・能力を育成するため、教員が目標・学習内容・評価規準等を把握し、子どもたちが見通しをもち、自らの学びを振り返り、主体的に学ぶことができる授業づくりを実践します。
子どもたちの学習における状況把握と授業改善の取組の推進	子どもたちの学習内容の理解・定着や課題を把握するとともに、それに基づいた授業改善の研究や取組を推進します。
GIGA スクール構想の推進	1人1台端末等ICTを活用し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を推進し、そのために活用に係る教員研修の実施や、コンピュータ等機器の環境整備を進めます。 また、子どもたちがICTを適切・安全に使いこなすことができるよう情報リテラシーや情報モラル等の情報活用能力の育成を進めます。
学校・家庭・地域と連携した取組の推進	家庭の教育力の向上、家庭での生活習慣、家庭学習の習慣の確立に向け、三重県やPTAと連携し取り組みます。

数値目標（※1）

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	備考
目標基準準拠検査（※2）の国語において、小学校は「十分満足」「おおむね満足」に該当する評定となった児童の割合、中学校は「十分満足できるもののうち特に程度が高い」「十分満足」「おおむね満足」に該当する評定となった生徒の割合	84%	92%	96%	小学2年生
	88%	87%	95%	小学3年生
	79%	86%	90%	小学4年生
	82%	87%	87%	小学5年生
	83%	89%	90%	中学1年生
	81%	86%	90%	中学2年生
目標基準準拠検査の算数・数学において、小学校は「十分満足」「おおむね満足」に該当する評定となった児童の割合、中学校は「十分満足できるもののうち特に程度が高い」「十分満足」「おおむね満足」に該当する評定となった生徒の割合	86%	92%	95%	小学2年生
	91%	84%	96%	小学3年生
	83%	83%	87%	小学4年生
	80%	83%	87%	小学5年生
	67%	74%	85%	中学1年生
	77%	81%	85%	中学2年生

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(文部科学省)(※3)において、「できる」と回答した教員の割合	44.3%	47.6%	80%	
普通教室(普通学級・特別支援学級)及び特別教室における電子黒板の設置率	38.8%	55.7%	100%	

※1：令和2年度(2020年度)の実績値は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている可能性があるため、令和元年度(2019年度)の実績値も併記(以下の施策についても同様)。

※2：学習指導要領に示された目標をどれだけ達成したか、目標にどれだけ近づいたかを評価する学力検査

※3：「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」「授業にICTを活用して指導する能力」「児童生徒のICT活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」からなる。

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

施策

(2) グローバル教育の推進

現状と課題

現代社会は、政治、経済、文化等、どの分野においても世界とのつながりが重要になっています。今の子どもたちが大人になる頃には、訪日外国人と接する機会が増加したり、子どもたちが卒業後に海外へ赴任する機会が訪れたりするなど、外国語を用いたコミュニケーションの機会が格段に増えることが予想されます。

このようなグローバル化が進展している今、国際的な視野をもち、自分の意見や考え方を発信する力の育成が求められています。そして、異なる文化や考えをもつ人たちと触れ合い、協働して、ともに成長し、新たな価値を生み出すことが重要になってきます。

学校では、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や、本市で出会う外国人の方との交流等、多文化共生教育を進めています。

自分の意見や考え方を発信したり、交流を深めたりするために求められるのが、語学力、とりわけ国際的な共通語となっている英語でのコミュニケーション能力です。令和2年度(2020年度)には小学校高学年で外国語科が、また、

中学年で外国語活動が実施されています。英語力を高めるためには、今後も、カリキュラム編成や小学校における教員の指導力の向上について、取り組む必要があります。また、子どもたちの異文化理解の精神、豊かな語学力、コミュニケーション能力を育成するためのより良い学習環境づくりを進めることが重要です。

主な取組

小中学校における英語教育の推進	ALT（※1）を活用した授業実践に伴う教員の指導力向上及び子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上に努めます。
ALT との交流による国際理解教育の推進	子どもたちが ALT と交流する場を設定し、外国語での生きたコミュニケーションを体験することで、外国語への関心を高めます。また、異文化理解の機会とします。

※1：ALT（Assistant Language Teacher）日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

数値目標

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	備考
中学校卒業段階で英検3級以上相当の英語力を習得した生徒の割合（※1）	42.8%	43.7%	52.5%	
ALT との夏季休業中等における児童生徒の交流事業及び ALT による教職員対象の校内研修の実施日数（年間）（※2）	—	—	9日	

※1：中学3年生全体の人数に対する、英検3級以上を取得している生徒数と実際に英検3級以上は取得していないが、それに相当する英語力を有していると英語担当教員が判断する生徒を合わせた生徒数の割合

※2：ALT が平素の学校における授業や行事で子どもたちと関わる以外に、夏季休業中等に教育委員会主催で実施する ALT と児童生徒との交流事業、ALT を活用した教職員の指導力向上に向けた校内研修会（小学校）の実施日数

【関連する SDGs の項目】

④ 教育

施策

(3) 主体的に社会を形成する力の育成

現状と課題

社会が急速に変化する中、子どもたちは、あらゆる課題に出会い、それらの課題を解決しながら新しい道を切り拓くことが重要になってきます。子どもたちが生活や社会の中で出会う課題について、主体的に判断し、自らの能力を発揮するために、学校での学びと社会とのつながりを感じながら学びに向かう必要があります。また、選挙権年齢が18歳以上となったことや成年年齢が引き下げられ、子どもたちが早い段階から社会を形成していく力を身に付ける必要があります。

社会を形成していく力を身に付けるには、SDGs（持続可能な開発目標）について理解し、誰一人取り残されない持続可能な未来の社会を主体的に創造する基礎となる力を育むことが重要であり、現代社会におけるさまざまな問題を、自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組んでいくことが大切です。そのためには、これまでも取り組んできた環境教育をはじめ、国際理解や福祉、防災等 SDGs との関係性を意識した教育に取り組んでいく必要があります。

主な取組

社会参画力の向上	環境、文化、福祉、ボランティア等に関する体験・交流学习、地域の方とのふれあいを通じた体験活動、創意工夫を生かした学習活動を実施します。
社会の形成者として行動する力の育成	社会科を中心として地域や社会にある課題や政治の働きについて関心をもち、多角的に考えたり話し合ったりする授業づくりを推進します。
実社会で必要とされる力の育成	社会科や家庭科を中心に自立した消費者としての役割や責任ある消費行動についての学習を推進します。
SDGs に関する取組	地球温暖化防止、ごみ減量やリサイクル等に関する教育を地域や地元企業等と連携して実践的で探求的な環境教育を推進します。 その他世界で起きている諸問題について、子どもたちが自らのこととして課題を理解し、主体的に解決をめざす実践的な活動を推進します。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合。(※1)	56.4%	64.3%	68.0%	小学校
	42.9%	65.0%	66.0%	中学校

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

【関連するSDGsの項目】

④教育 ⑥水・衛生 ⑬気候変動 ⑭海洋資源 ⑮陸上資源

施策

(4) キャリア教育の推進

現状と課題

社会が急速に変化し、就労内容の多様化等が進む中、子どもたちが、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習生活と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。

誰もが、自分が進みたい道を見つけることができるような教育を進めるとともに、見つけた自分の道に向かって成長することができる力を育てていかなければなりません。

学校では、キャリアパスポート(※1)により、学習と自分の将来との関係に意義を見出して学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

子どもたちは、学校内外でさまざまな人と出会い多様な価値観と出会うことで考えを深めたり、様々な人との接し方を学んだりします。その学びを通じて、子どもたちは、自分の存在が認められたり、自分の活動によって社会をよりよくしたりできること等の自己有用感をもつことができます。このような地域とつながる教育を支えることができるのは、この地元伊勢に関わる大人たちです。そして、子どもたちが、将来伊勢のために活躍したいという思いを抱くようになるためにも、経験談や地元で働くことの意義、伊勢のよさ等を伝えていく必要があります。学校は、この地域と子どもたちとの良きつながりをつくっていく役割を担います。

学校と家庭・地域が連携し、全ての子どもたちが将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、コミュニケーション能力を身に付ける取組を

進めます。

※1：児童生徒が、小学校から高等学校までの諸活動について、特別活動の学級活動を要として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう学習過程や成果等の記録を計画的に蓄積したファイルのこと。

主な取組

キャリア教育の推進 （職場体験学習の推進）	さまざまな教育活動にキャリア教育の視点を取り入れ、子どもたちが自分の将来に夢や目標をもったり、働くことや職業についての理解を深めたりすることができるようにします。また、地域・企業等と連携して職場講話・職業体験等の学習を進めます。
体験的活動の充実	子どもたちが社会への参画と貢献に対する意欲・態度をもつよう、発達段階にあわせ、ボランティア活動といった体験的な活動に取り組みます。また、自分たちの地域で、町をよりよくしていこうとがんばっている人と出会い、話を聞くことを通して、地域を誇りに思い、自分の住んでいる地域を大切にしていこうとする心を育みます。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
職場体験学習が進路や将来について考える機会となった生徒の割合（※1）	90.7%	（※3）	92%	
小学校において職場見学や職場体験を行った学校の割合※2	78.3%	60.9%	100%	

※1：中学校の職場体験学習終了後に生徒にとったアンケートで「あなたにとって、この職場体験学習は、進路や将来について考える機会になりましたか。」の項目で、肯定的な回答をした生徒の割合。

※2：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において、「職場見学や職場体験活動を行っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の小学校の割合。職場見学や職場体験活動については、小学校においては、社会科や総合的な学習の時間等における見学や体験活動を意味する。

※3：令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職場体験学習は中止となった。

【関連する SDGs の項目】

④ 教育

施策

(5) 幼児教育の推進

現状と課題

幼児期の教育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成や非認知能力の基礎を養う重要な役割を担うとして重要性が高まっています。幼稚園・認定こども園・保育所（園）においては、子どもたちの主体的な活動を促す環境づくりや、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の保育・教育に関する資質向上が求められています。

本市における幼稚園・認定こども園・保育所（園）施設数は、幼稚園7園、認定こども園9園、保育所（園）26園（私立を含む）あり、いずれの施設においても小学校以降の教育を見据えた教育・保育活動に取り組んでいます。

幼稚園においては、幼稚園教育要領、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」（三重県教育委員会）に基づき、就学前の学びを生かしたスムーズな小学校教育への移行に向けて、本市における幼児教育の研究を進めていくことが必要です。

主な取組

<p>小学校への円滑な接続</p>	<p>幼稚園教諭・保育教諭・保育士と小学校教諭が、幼稚園・認定こども園・保育所（園）と小学校における指導内容や指導方法の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、体験・参観するなどの交流を進めます。</p> <p>幼稚園・認定こども園・保育所（園）と小学校間で行事等の機会を利用した参観や、小学校教員との意見交換や異校種間交流の機会を設けます。</p> <p>幼児と児童との交流の機会を工夫して実施します。</p>
<p>実践的研究の推進</p>	<p>実践的な研究をすることで教育・保育の課題を明確にして幼児教育の諸課題の解決に向けて研究を進めます。</p>
<p>関係機関との連携</p>	<p>小学校・幼稚園・認定こども園・保育所（園）の代表及び保護者代表、関係機関と情報交換及び連携、教育・保育の充実について協議します。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
小学校教員の幼稚園・保育所・認定 こども園での保育体験（参観）をし た小学校数	10校	6校	14校	

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

基本施策2 豊かな心の育成

施策 (1) 人権教育の推進

現状と課題

子どもたちを取り巻く社会では様々な人権問題が生じており、その解決に向けて差別解消に関する法令等の整備が進められ、多様性を認め合い、誰もが参画・活躍する社会の実現が求められています。

子どもたち一人ひとりが人権についての理解と認識を深め、望ましい人間関係を形成し、人権感覚や自尊感情を高めていくことが重要です。そのためには、子どもたちが人権とはどのようなものかを理解していくとともに、社会に存在する個別的な人権問題や平和の大切さについて自分のこととして捉え、考えを深め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育む必要があります。

また、学校での人権教育を充実させていくためには、全ての教職員が確かな人権感覚をもち、人権教育に関する指導力を向上させることが必要です。子どもたちが安心して過ごすことができる人権感覚あふれる学校を、各教科等をはじめ、教育活動全体を通じて総合的に実現していくことや、幼稚園等・小学校・中学校の校種間の連携を深めていくことが重要です。

さらに、子どもたちの人権意識の形成については、身のまわりの環境による影響が大きいいため、学校・家庭・地域が連携を図り、日常生活の中で人権意識を高めていく必要があります。

主な取組

<p>人権教育の充実と推進</p>	<p>子どもたちの自尊感情を高めるとともに、一人ひとりの違いやよさを認め合い、互いを尊重し合う取組を進めます。</p> <p>また、子どもたちが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を身に付けるとともに、人権問題の解決を自分の課題として捉え、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため、社会に存在する種々の個別的な人権問題を解決するための学習を積極的に推進します。</p> <p>人権作文集「人権の芽」や「子ども人権フォーラム21」の取組により、子どもたちが身のまわりの人権について考え、意見交流の場において互いの思いや願いを受け止めながら様々な人権問題に対する認識を深め、その学びを広げていくことで人権学習の充実を図ります。</p>
-------------------	---

<p>中学校区における人権教育の推進</p>	<p>各中学校区の幼稚園等、小学校、中学校、高等学校で連携・協力し、子どもたちの発達をつないでいく人権教育推進体制を充実させていくとともに、家庭・地域との連携を図り、地域ぐるみの推進体制を確立していきます。また、人権に関する知識や技能を具体的に行動化するため、社会との結びつきを重視した人権学習を進めます。</p>
<p>平和に関する教育の推進</p>	<p>恒久平和を実現していくために、「平和の尊さ」「命の尊さ」を育む教育の推進に努めます。また、広島平和記念式典に中学生の代表を派遣し、この取組をもとに全中学校で平和学習を深めるとともに、恒久平和の実現に貢献する市民の育成をめざしていきます。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
<p>自分には、よいところがあると思う 児童生徒の割合（※1）</p>	81.6%	78.4%	85.0%	小学校
	77.9%	79.3%	82.5%	中学校
<p>保護者や地域を対象とした人権に 関する授業公開や研修会を行った 小中学校の割合（※2）</p>	93.9%	12.1%	100%	

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

※2：「人権教育実態調査」（三重県教育委員会）において、「保護者や地域への授業公開や研修会を実施した」と回答した伊勢市の小中学校の割合

【関連するSDGsの項目】

- ④ 教育 ⑤ ジェンダー、⑩ 不平等、⑯ 平和

施策

(2) 道徳教育の推進

現状と課題

いじめ問題やインターネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件等が全国的に心配されている状況があります。そのような中で、子どもたちは自尊感情を高め、生命を大切にする心や他者を思いやる心、規範意識や公共心、人間関係を形成する力、情報モラル等を向上していくことが求められています。

道徳が教科化され、「特別の教科道徳」として、教科書を使用した授業が行われています。道徳の授業において、子どもたちが、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、指導方法の工夫や改善を図っていく必要があります。

子どもたちが家庭の一員として、また、社会の構成員として必要な習慣を身に付けるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために、学校と家庭・地域が連携し、道徳教育を進めることが必要です。

主な取組

考え、議論する活動を通じた道徳性の育成	<p>答えが一つでない道徳的な問題に対して、自らが感じ、考え、仲間と議論する活動を通して、子どもたちの内面に根ざした道徳性の育成に努めます。</p>
家庭や地域等との連携を通じた体験活動の充実	<p>保護者の協力を得た授業の工夫に努めるとともに、地域教材の活用や地域人材の協力を得た体験学習の充実、保護者や地域の方々の道徳の授業参観等、家庭や地域との連携を通じた道徳教育を推進していきます。</p> <p>また、他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、異学年との交流やボランティア活動等の取組を推進します。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（※1）	95.5%	92.9%	95.5%	小学校
	94.8%	95.0%	95.5%	中学校
友達と協力するのは楽しいと思う児童生徒の割合（※2）	95.0%	93.8%	94.0%	小学校
	94.7%	93.5%	94.0%	中学校

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「人の役に立つ人間になりたいと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

※2：各年度の数値についてはそれぞれ以下のとおり。

* 令和元年度：「人権感覚あふれる学校づくり意識調査」（伊勢市教育委員会）において「みんなで何かをすることは楽しい」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合

* 令和2年度：「学校や生活についてのアンケート」（三重県教育委員会）において「学級のみみんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合

* 令和3年度～：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「友達と協力するのは楽しい」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合

【関連するSDGsの項目】

- ④ 教育、⑤ ジェンダー、⑩ 不平等

施策

（3）郷土教育の推進

現状と課題

本市は、伊勢神宮の鳥居前町として、先人から受け継がれてきた豊かな自然・文化・歴史に恵まれています。郷土を知り、郷土を誇りに思う心を育てることは、子どもたちに豊かな心を育成するとともに、地域の一員としての自覚を養うことにつながります。このことは、子どもたちが、社会の中で、さまざまな

変化に主体的に向き合い、課題に挑戦していく上での心の拠り所となります。

子どもたちが郷土「伊勢市」を愛し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むために、学校と地域の連携・協働を図り、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。

そこで、子どもたちの発達段階に応じて、地域資源を理解し、その魅力について語り、地域活性化のための方策を考えて表現することができるよう、本市の特性を生かした学習を促進します。また、子どもたちが将来地域で活躍しようとする意欲と態度を身に付けることができるよう、地域の人々から学んだり、地域の産業を体験したりすることを通して、地域と連携した郷土教育を推進します。

主な取組

<p>地域教材の開発と活用</p>	<p>小学3・4年生が社会科学習において使用する副読本「わたしたちの伊勢市」を活用し、地域社会の一員としての自覚や地域社会に対する誇りと愛情を育みます。また、歴史教材「ふるさと伊勢」を活用し、身近な地域の歴史への理解を深めるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めるようにします。</p> <p>また、地域教材のより良い活用のために、講師を招いた教員対象の地域探索型研修等を実施し、教員全体の郷土教育に関する見識を深めます。</p> <p>保護者や地域の協力を得ながら、地域教材の開発や郷土教育の研究に取り組み、公開研究会等により、成果を普及します。</p>
<p>地域と連携した郷土教育の推進</p>	<p>地域のさまざまな分野において活躍する人材に、講師として授業等に参加していただき、地域の産業、専門的な技術・技能等について学習します。また、文化財や史跡等を実際に見たり、地域の歴史や文化等について話を聞いたり、地域の発展に尽くした人々の働き等について調べたりして学ぶ活動を推進します。</p> <p>農業・漁業体験学習をはじめとし、地域資源を生かした体験活動を推進します。</p>
<p>社会教育分野との連携</p>	<p>子どもたちが、地域の文化や歴史等について、興味関心を持ち、楽しみながら学べるよう、社会教育に携わる人々や、博物館や美術館及び資料館等の活用を促進します。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
地域の自然や歴史、文化、伝統行事等に関する学習を行っている小中学校の割合（※1）	78.8%	84.8%	100%	

※1：「みえ県民ビジョン及び三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況等に関する調査」（三重県教育委員会事務局）において「地域の自然や歴史、文化、伝統行事等に関する学習を行っていますか」という質問に対して、「行っている」と回答した伊勢市の小中学校の割合。

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

施策

（4）読書活動・文化芸術活動の推進

現状と課題

子どもたちが自ら読書に親しみ、楽しむことを通じて、多様な考えや価値観にふれ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育てていくことが求められています。子どもたちの読書習慣の形成にむけて、学校図書館が読書センター・情報センター・学習センターとしての機能を果たすため、学校図書館の図書館資料の充実、人員配置の充実やその資質向上が大切です。

現代社会において、タブレットやスマートフォン等の情報媒体が急速に普及してきています。これらを使用し、インターネットやゲームに費やす時間が増えることで、子どもたちの活字離れ、読書離れの進行が懸念されています。文部科学省が、小学校6年生、中学校3年生を対象に行った「全国学力・学習状況調査」（令和2年度（2020年度）は、「学習や生活についてのアンケート」（三重県教育委員会）による調査）において、「学校の授業以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問項目のうち10分以上すると回答した本市の児童生徒の割合を見ると、小中学校共に増減を繰り返し、安定した増加にはつながりにくい状況です。そのため、学校図書館活動の充実が必要とされており、伊勢市子ども読書活動推進計画に基づき、地域や家庭と連携し、乳幼児期から読書が身近なものとなるように取り組む必要があります。

また、文化芸術に親しむことや、想像力や表現力を発揮して作品制作等に取り組むことを通して豊かな感性や情操を磨き豊かな人間性を身につけていくことが大切です。

主な取組

学校図書館活動の充実	学校図書館に司書資格や司書教諭の資格を有する図書館スタッフやボランティア等を配置し、学校図書館の読書センター・情報センター・学習センターとしての機能を充実させ、子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣の確立を促進します。また、学校図書館図書標準の100%を維持し、子どもたちにとって読みたい本がたくさんある魅力的な学校図書館づくりを行います。
読書大好きキッズの推進	伊勢市オリジナルブックリスト「読書ツアー」低学年用・高学年用を全児童に配布（配信）し、子どもたちが読書に親しみ、読書意欲を高めるための取組を推進します。
読書機会の充実	子どもたちの読書習慣が形成できるよう、学校図書館を活用した授業、読み聞かせ、朝読書、ブックトーク、ビブリオバトル、読書に関するイベントの実施、季節や学習内容に合ったコーナーの設置等、多様な読書活動を推進し、読書機会の充実を図ります。
文化や芸術にふれたり、表現したりする機会の推進	子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、表現する機会や鑑賞する機会を設けます。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
授業時間以外に読書をする児童生徒の割合（※1）	67.4%	60.4%	68.0%	小学校
	50.1%	45.8%	53.0%	中学校

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「学校の授業以外に、普段（月～金）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。）」という質問に対して、「10分以上する」と回答した伊勢市の児童生徒の割合。

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

基本施策3

健やかに生きていくための身体の育成

施策

(1) 健康教育・食育の推進

現状と課題

社会の環境変化や、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもの増加、性や薬物、感染症に関する問題等、子どもたちの健康課題が多様化しています。また、がんについては、国民的課題として重要視され、学校におけるがん教育の推進が求められています。

このような現状の中、子どもたちが発達段階に応じて心身の発育・発達と健康等に関する知識を習得し、生涯をとおして心身の健康を自ら管理する力を身に付けることが必要です。そこで学校保健委員会（※1）を活用したり、家庭・関係機関と連携したりしながら学校の教育活動全体で健康教育に取り組むことが大切です。

食育では、伊勢市食育推進計画に基づき総合的かつ計画的に取り組を進めていますが、食を取り巻く環境が変化し、子どもたちの食生活にも不規則な食生活や朝食欠食、偏った栄養摂取等さまざまな課題がみられます。

子どもたちが健やかに生きていくためには、健全で規則正しい食生活を送ることが重要です。子どもたちが健全な食生活を実践するためには、食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力を身に付けることが必要です。また、食事の重要性、感謝の心、地域の自然、文化や産業等に関する理解を深めるために学校給食を食育の生きた教材として活用することが求められています。

学校教育活動全体を通じて食育に取り組むとともに、家庭・地域と連携した取組が必要となります。

※1：学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する校内組織

主な取組

健康教育の充実	<p>「学校保健計画」に基づき、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を培う教育の推進を図ります。</p> <p>また、喫煙、飲酒、薬物乱用等と健康の関わりについての理解を深め、心身ともに健康な体づくりの教育を進めます。</p> <p>感染症についても、適切な知識を基に、発達段階に応じ感染症の予防について理解し、自己の生活を適切に管理し、改善していく力をつけるよう教育の充実を図ります。</p>
関係機関との連携	<p>子どもたちの健康課題を解決するため、学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会の活用、家庭や関係機関等との連携を進めます。</p>
食に関する指導の推進	<p>各学校において、食に関する指導計画を作成し、特色ある食に関する指導を進めます。全小中学校で、栄養教諭等の専門性を生かしながら、学校教育活動全体で取り組む食育の推進を図るとともに、家庭・地域と連携した食育の取組を推進します。</p>
学校給食の充実	<p>関係部署等と連携して学校給食への地場産物の活用促進を図るとともに、旬の食材、郷土食や行事食を取り入れ、望ましい食生活、食料の生産や地域文化等に対する関心と理解を深める食育を推進します。</p> <p>安全・安心な学校給食の実施を通して、適切な栄養の摂取がなされ、子どもたちの心身の健康の保持増進が図れるよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する子どもたちの実態を把握し、安全性を最優先した給食対応等を行います。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会を開催している学校の割合(※1)	100%	87.0%	100%	小学校 中学校

毎日朝食を食べている児童生徒の割合(※2)	96.1%	92.9%	98.0%	小学校
	93.9%	90.9%	95.0%	中学校
学校給食における地場産物を使用した割合(※3)	47.5%	38.2%	48.0%	

※1：「学校保健委員会の設置状況等調査」(三重県教育委員会)において「参加者に学校医・学校歯科医・学校薬剤師が含まれた学校保健委員会を開催した」と回答した伊勢市の小中学校の割合。

※2：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)において「朝食を毎日食べている」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

※3：三重県産の食材を地場産物とし、食材数を基本に計算した割合。

【関連するSDGsの項目】

- ① 貧困 ② 飢餓 ③ 保健 ④ 教育

施策

(2) 体力・運動能力の向上

現状と課題

柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進することに重要な役割を果たします。また、豊かなスポーツライフを実現することで、意欲や気力が充実し生活習慣に良い影響を与えます。しかし、子どもたちが日常生活の中で体を動かすことが少なくなるとともに、体力の低下が指摘されています。そこで発達段階に応じた体力や技能を身に付けるよう授業の工夫や学校全体での体力向上に取り組んだり、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保したりすることが必要です。

また、地域のスポーツ指導者等の協力も得て、子どもたちの体力向上に取り組むことが重要です。

主な取組

体力・運動能力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用し、運動習慣の確立や生活習慣の改善を推進します。また、体力テストの結果を活用した授業の改善・充実を図るとともに、子どもたちが運動に取り組む機会を確保する等の運動の日常化の推進に努めます。
地域人材の活用	専門的な指導を充実させるため、部活動等において、地域の人材を活用します。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の児童生徒の割合（※2）	70.9%	（※1）	75.0%	小学校
	81.4%		85.0%	中学校

※1：令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は中止となった。

※2：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の伊勢市の児童生徒の割合

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

基本施策4 特別支援教育の推進

施策 (1) 特別支援教育の推進

現状と課題

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行等、共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。

また本市においては、「伊勢市手話言語条例」の施行等、全ての人々がお互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することを目指した取組が進んでいます。

各学校（幼稚園）においては特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切です。

また、特別な支援を必要とする子どもが増加している中、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システム（※1）の構築のための特別支援教育を推進するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要となる力の育成に向け、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行うことが必要とされます。

各校（園）では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整備し、医療、福祉等の関係機関との連携、「個別の教育支援計画」（※2）及び「個別の指導計画」（※3）の策定等、一貫した教育を進めていくことが重要です。

また、特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校（園）にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

さらには、専門家による巡回相談や就学相談の充実を図ったり、保護者、教育関係者等に特別支援教育に対する啓発を進めたりする必要があります。パーソナルファイル（※4）についても、保護者とともに活用を進める必要があります。

※1：障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

※2：障がいのある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される計画。

- ※3：学校の教育課程において、児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。
- ※4：発達や教育に支援の必要な子どもが、小学校入学前から仕事に就くまで、安心して一貫した支援を受けられるよう、支援の情報をスムーズに引き継ぐためのファイル。

主な取組

<p>特別支援教育の推進</p>	<p>特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、ICT機器の活用や見通しをもちやすい展開の工夫等、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進します。</p> <p>特別支援教育や発達障がいへの理解・啓発を進めるため、教職員・保護者向けの研修会を開催していきます。</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づいた指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮の提供を行います。また、校内委員会を開催し、校内体制を見直すことで、個性に応じた支援を推進します。</p> <p>学習支援員・看護師・教育支援ボランティアを配置、派遣して支援します。そして、切れ目ない支援を行うため、相談員による巡回相談や、幼稚園等から小、小から中、中から高への引継ぎを十分に行います。さらに、関係機関との連携強化を図り、特別な支援を必要とする子どもたちをサポートします。</p>
<p>特別な支援を必要とする子どもの就学への支援</p>	<p>子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供します。また、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ります。</p>
<p>特別な支援を必要とする子どもへの就学奨励</p>	<p>特別な支援を必要とする子どもの保護者に学用品費等の一部を給与し、経済的負担を軽減することで、特別支援教育の普及・奨励を図ります。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
小中学校の通常の学級において「個別の指導計画」を作成した学校の割合	—	—	100%	
校内委員会を年4回以上開催した学校の割合	78.3%	91.3%	100%	小学校
	40.0%	80.0%	100%	中学校

【関連するSDGsの項目】

- ① 貧困 ③ 保健 ④ 教育

基本施策5

安全で安心な教育環境づくり

施策

(1) いじめや暴力のない学校づくり

現状と課題

子どもはみんな、いじめや暴力のない安心して通える学校を求めています。しかし、全国ではいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況となっています。学校においては、いじめは決して許されない行為であるという認識のもと、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめをなくすことをめざしていじめの防止等の対策を行わなくてはなりません。

「伊勢市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織を活用し、いじめを生まない未然防止の取組を第一に、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであるという考えのもと、いじめを積極的に認知し、いじめを受けた子どもや知らせてきた子どもの安全を守り通し、早期解決に向けた取組を学校全体で進めていかなければなりません。学校・家庭・地域・関係機関の連携を充実させ、子どもたちの言動や人間関係のわずかな変化に気づき、迅速かつ適切に対応できるようにしていく必要があります。

また、スマートフォン等の急激な普及により、SNS 等でのトラブルやいじめが大きな社会問題となっているため、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。

主な取組

指導体制の充実	学級集団や個人の状況を客観的に見ることができるアンケート調査を活用し、その把握を綿密に行うことにより、子どもたちのよりよい人間関係づくりを進め、いじめや暴力行為などの問題行動の未然防止や指導改善に生かします。また、地域や家庭と連携し、青少年の健全育成等を推進します。
いじめの実態把握と組織的な対応の推進	各学校の定期的なアンケート調査や面談等によりきめ細かな実態把握をするとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応の推進を図ります。

相談体制の充実	いじめや友人関係などの悩みや不安をもつ子どもたちへの支援として、電話相談、面談、臨床心理士やスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実を図ります。
---------	---

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと考える児童生徒の割合（※1）	97.8%	96.3%	100%	小学生
	97.6%	95.8%	100%	中学生

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

【関連するSDGsの項目】

- ④ 教育 ⑩ 平和

施策

（2）学校安全に関する取組の充実

現状と課題

南海トラフ地震や津波、局地的な大雨等の風水害の自然災害から、子どもたちの命を守るため一層の防災教育を推進していく必要があります。

学校においては、学校における防災教育を通じて子どもたちが、大地震や台風接近に伴う土砂災害や浸水被害等災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができることを中心に指導が行われてきました。

今後、災害発生時には、子どもたちが自らの命を守ることに加え、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を付けることが求められています。

また、毎年、学校や地域から通学路の改善の要望が多数あることから、警察、道路管理者等と連携し、改善を図る必要があります。また、地域では不審者による声掛け事案も発生しています。子どもたちの生活の安全・安心に対する懸念が高まっており、今後も家庭、地域、関係機関が一層連携し、社会全体で非常時に対応できる体制（設備・組織・訓練）づくりに努める必要があります。

主な取組

<p>学校安全に関する取組の充実</p>	<p>非常時に備え、子どもたちの安全確保及び学校安全管理の徹底のため、交通安全・防犯教室等を実施します。子どもたち自身が危険を予測し、回避できるように、地域と連携して安全マップづくりに取り組みます。</p>
<p>防災ノートを用いた防災学習の実施</p>	<p>知識を得るとともに、発達段階に応じて、主体的な行動ができる子どもの育成をめざして取り組みます。</p>
<p>防災・防犯等の危機管理体制の整備</p>	<p>学校安全計画（※1）や危機管理マニュアル（※2）を活用し、家庭や地域等と連携して、非常時への体制（設備・組織・訓練）を、実情に合わせ見直します。 地域の自主防犯組織や学校安全ボランティアの協力を得て、子どもたちの安全や学校生活の充実に努めます。非常時に備え、保護者・地域に適切な情報提供を行うために、緊急連絡網のための携帯メールへの登録を推進します。</p>
<p>通学路の安全確保</p>	<p>通学路の安全確保の取組の方針「伊勢市通学路交通安全プログラム（※3）」に基づき、警察、道路管理者等の関係機関と連携を強化し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。</p>

※1：学校保健安全法第27条に基づき、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定した計画。

※2：三重県教育委員会が作成した「学校における防災の手引き」「学校管理下における危機管理マニュアル」に基づき、各学校の実状に合わせて独自に作成したもの。

※3：平成27年（2015年）5月に関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を行うため策定した計画。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
「家庭」や「地域」と連携した防災の取組実施の小中学校の割合 (※4)	97.0%	66.7%	100%	

※4：「学校防災取組状況調査」（三重県教育委員会）において「家庭や地域と連携した取組をした」と回答した伊勢市の小中学校の割合

【関連するSDGsの項目】

④教育 ⑪持続可能な都市 ⑬気候変動

施策

(3) 不登校児童生徒への支援

現状と課題

1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全国や県と比べると本市は少ない状況にありますが、不登校もしくは登校しぶりの要因・背景は人間関係形成の困難等多岐にわたっており、保護者への支援も必要となってきました。

このようなことから、教職員のカウンセリングマインド等の向上を図り、子どもたちや保護者に寄り添った支援を行ってきました。今後は、教職員のライフステージ別による研修会を実施し、全ての教職員が不登校児童生徒の心の理解や受容と共感に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

学校では、全ての子どもたちが安全・安心に学ぶことができる居心地のよい集団づくりを行う必要があります。そのために、子どもたちに「学習規律」や「社会性」などを身に付けさせるとともに、子どもたち一人ひとりの状態を適切に把握し、課題に対して早急に対応していかなければなりません。子どもたち一人ひとりの自己肯定感が高まるような指導、支援を行うとともに、互いの違いを認め合い、尊重し合う集団づくりが必要です。同時に1人1台ICT端末の導入を利用したオンライン学習等を行うことで、学習の機会を提供し、キャリアを保障するための支援が求められています。

学校だけでは対応が困難な不安や悩みを抱える子どもの支援や、不登校の子どもたちの将来的な社会的自立に向けた個々の状況に応じた支援体制も必要です。教育支援センターの機能強化、フリースクール等との情報交換や連携、専門的知識をもった外部人材の活用など、不登校の子どもや保護者の支援を専門的に行っていくことが重要です。

主な取組

<p>誰もが安心して学ぶことができる学校・学級づくりの推進</p>	<p>新たな不登校を生まない環境づくりのために、子どもたちのよりよい学校生活と仲間づくりなどの自主的・自立的な活動を推進します。</p> <p>子どもたちへのアンケート調査や日常の観察による実態把握、また教育相談を通して、子どもたちの心の理解に努めます。</p> <p>園と小学校、小学校と中学校が適切な情報共有を行うことで、円滑に学校生活が移行できるよう進めます。</p>
<p>学校内外の教育相談・支援体制の充実</p>	<p>不登校やいじめ等の未然防止及び早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラー等を活用した教育相談を行います。</p> <p>臨床心理士や教育コンサルタントによる子どもや保護者を対象とした教育相談の実施や、教職員を対象とした教育相談に係る指導・助言を行います。</p> <p>教育支援センターは、通級している子どもたちの支援に加え、通級していない子どもたちに対しても訪問型の支援などを実施します。</p> <p>不登校児童生徒の学校内外の学びについては、子どもの意思を尊重し、個々の状況に応じて教育支援センターやフリースクールなど関係機関と連携します。また ICT 機器を活用し、多様な学習の機会の提供することで不登校児童生徒のキャリアの保障、社会的自立に向けて支援します。</p>
<p>子どもの心の理解や教育相談に関する教職員の専門性の向上</p>	<p>教職員のライフステージ別の教育相談に関する研修会を開催します。</p> <p>教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会を充実させるとともに、不登校の子どもたちの心の理解や対応方法についての研修を実施します。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
小中学校における 1,000 人あたりの不登校児童生徒数（※1）	4.0人 33.6人	5.9人 26.8人	3.3人 24.1人	小学校 中学校
学級集団や個人の状況を客観的に見ることができるアンケートツールにおいて満足群に属する児童生徒の割合（※2）	72.0%	67.8%	70.0%	小学校
	70.0%	69.9%	72.0%	中学校

※1：伊勢市の小中学校の児童生徒 1,000 人あたりの不登校児童生徒数。本調査における不登校児童生徒とは、年度内に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、「不登校」を理由とする者をいう。

※2：「第2回 WEBQU アンケート（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）」において小学校は6年生、中学校は3年生の満足群に属する児童生徒の割合。

【関連するSDGsの項目】

④教育

施策

（4）経済的理由により就学困難な家庭に対する支援

現状と課題

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、安心して学習できる環境を整備し、教育の機会均等を図ることが必要です。本市では、小中学校に通う児童生徒がおり、経済的に困っている家庭に、学用品費や給食費等の一部を援助する就学援助を実施しています。

近年、自然災害や感染症等により家計が急変する事態が発生しており、柔軟な対応が求められています。全国的にも子どもの貧困対策が推進されている中、必要な支援が受けられるよう、学校と連携をしながら、わかりやすく明確な周知を図っていくことが必要です。

また、経済的理由により修学困難な高校生・大学生等に対し返済の必要のない給付型の奨学金を支給することで、奨学生の学費の負担軽減を図るとともに、有用な人材の育成に努めています。

主な取組

就学援助費の支給	公立小中学校に通う児童生徒がおり、経済的に困っている家庭に、制度についてわかりやすく周知し、学用品費や給食費等の一部を援助する就学援助費を支給します。
奨学金の支給	大学、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校等に在学する学生生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的に奨学金を支給します。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
経済的理由を要因とした長期欠席の児童生徒数（※1）	0人	0人	0人	

※1：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）において経済的理由を長期欠席の要因とした伊勢市の児童生徒数。

【関連するSDGsの項目】

- ① 貧困、④ 教育

基本施策6

信頼される学校づくり

施策

(1) 地域とともにある学校づくり

現状と課題

本市では、学校評議員・学校運営協議会等を通して子どもたちに何ができるかを考え、共に行動することで開かれた学校づくりを進めてきました。

これから子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で育てていくことが求められています。

信頼される学校づくりを実現するには、保護者や地域の方々の意見を取り入れながら継続的な評価・改善活動を充実させ、各学校の地域や子どもたちの実態に応じて、教育活動や学校運営の質的向上を図っていく必要があります。併せて、保護者や地域住民が、それぞれの立場から学校教育にかかわり、当事者として協働しながら学校づくりを進めていくことが求められます。さらに、学校が地域に貢献するという視点をもつことも求められています。

また、各学校が自らの教育活動その他の学校運営について説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民に積極的に参画を働きかけていく必要があります。

主な取組

地域とともにある学校づくりの推進	学校評価や、学校評議員・学校運営協議会等の意見、保護者、地域の方々、社会教育委員等の意見を幅広く聞き、協議し連携・協働を促進します。また、ホームページや学校だより等で学校の教育活動を積極的に発信します。
地域人材活用の推進	地域の人材を学校安全ボランティアや教育支援ボランティアとして活用し、子どもたちの安全や学校生活の充実を図ります。また、子どもたちのボランティア活動や体験活動を実施するにあたって、地域、家庭、学校の連携を進めます。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
教育支援ボランティア・学校安全ボランティア登録者数	841人	794人	880人	

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

施策

(2) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

現状と課題

教職員に求められる資質・能力は、これまでは使命感や責任感、教育的愛情や教科等に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などがあげられてきました。これらに加え、子どもたちが Society5.0 を生き抜いていく力を育成するために、情報活用能力やデータリテラシーの向上が求められています。教職員は、子どもたち一人ひとりの学びを最大限に引き出す質の高い指導を可能にするために、これらの変化を柔軟に受け止め、学び続けていく必要があります。

また、いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応等、学校を取り巻く状況が複雑化・多様化していることから、教師は教職生活全体を通じて、学び続ける意欲や探究心をもち続け、こうした課題に対応できる専門的知識・技能、そして実践的指導力の向上に努めなければなりません。

今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、教育実践の蓄積の引き継ぎが急務であることから、若手教職員を対象とした研修を充実させ、人材育成を計画的に進める必要があります。教職員が学校において互いに力を磨き合い、育つことができるよう OJT(※1)を活性化させたり、めざす学校像の実現に向けた活動を先導する中核的リーダーを育成したりして、授業研究を中心とした校内研修を充実させたりすることで、教職員一人ひとりの授業力を高めることが必要です。

また、教職員による不祥事により学校への信頼が揺らいでいる状況があることから、教職員一人ひとりがコンプライアンスを自分事として捉え、厳しく律することが必要です。本市においても不祥事の根絶に向け、各教職員のコンプライアンスへの意識を高め、学校において一層の取組を推進します。

※1：OJT（On the Job Training）とは、実際の業務を通じて人材育成をすること。

主な取組

教職員研修講座の充実	多様化・複雑化する教育課題に対応できるよう、教職員研修講座を充実させます。 教職員の専門性を高めるために教職員一人ひとりが主体的に学ぶ研修を実施し、教職員の人間性・資質の向上を図ります。
若手教員の実践的指導力の向上に向けた研修の充実	若手教員の実践的指導力の向上に向けた研修を計画的に実施します。
教育研究支援	教育研究を委託したり、指導主事を派遣したりして校内研修の活性化を図り、学校の特色に合わせた教育研究や今日的課題に対応する教育研究を推進します。
教育資料の提供	教育資料を収集し、教育研究所ホームページやクラウドを活用した提供を進めます。
校内でのコンプライアンス研修の支援・充実	校内でのコンプライアンス研修の実施の働きかけ及び資料提供などを行い、研修内容の充実・教職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図ります。

数値目標

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	備考
課題の解決に向けて、自分で考え自分で取り組んでいると感じる児童生徒の割合(※1)	79.2%	74.2%	80.0%	小学生
	77.9%	75.0%	80.0%	中学生
校内研修の成果を公開授業等で発信した小中学校の割合(※2)	27.3%	18.2%	40.6%	
研修講座等への延べ参加人数	1,688人	864人	2,100人	
校内でコンプライアンス研修を実施した小中学校の割合	—	—	100%	

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において、小学6年生では「5年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え自分で取り組んでいたと思いますか」、中学3年生では「1，2年生のときに受けた授業では、課題の解決に向けて、

自分で考え自分で取り組んでいたと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

※2：公開授業等の対象は、市内全小中学校が参加できる規模以上のもの。

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

施策

(3) 教職員が働きやすい環境づくり

現状と課題

未来を担う子どもたちを育むためには、教職員一人ひとりが仕事と生活のバランスをとり、元気で意欲をもって子どもたちと向き合うことが大切です。しかし、子どもや保護者等の価値観は年々多様化し、学校への新たな要望・意見も増加しています。また、学校が抱える課題はますます複雑化・多様化し、教職員は日々対応に追われている状況にあります。経済協力開発機構（OECD）の「国際教員指導環境調査」の結果からも加盟国等48の国や地域の中で、総勤務時間の合計について日本が最も長いとの結果が出ています。本市においては、令和2年（2020年）4月1日に施行された「伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」にて教職員の業務を行う時間の上限等を定めました。ワークライフバランスの考えのもと、管理職がリーダーシップを発揮して組織的な体制づくりを進めるなど、適切な学校運営マネジメントを行い、総勤務時間縮減に取り組み、学校における働き方改革を推進することが必要です。

また、日々の学校生活では教職員だけでは対応が難しい場面もあり、専門スタッフや外部人材の充実及びその派遣等の支援が必要です。

このような教職員の業務の多忙化と困難化から、精神的な負担感を抱える教職員も少なくないことから、教職員一人ひとりが悩みや不安感を抱え込まないよう相談体制の充実を図るなど、職場全体での組織的な体制を構築する必要があります。

主な取組

総勤務時間縮減に向けた取組	教職員の総勤務時間の縮減に向け、学校安全衛生委員会（※1）の定期的な開催を促進します。
専門スタッフや外部人材等の活用	市内の学校に非常勤講師や部活動指導員等専門スタッフや外部人材等を効果的に配置することにより指導体制の充実を推進し、教職員の負担軽減・支援の取組を進めます。

教職員の健康管理対策 とメンタルヘルス対策	教職員を対象にストレスチェックを実施し、管理職と密に連携して、メンタルヘルスケアを支援するとともに、職場環境の改善につなげます。
--------------------------	--

※1：労働安全衛生法に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するための対策を行う校内組織。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
学校安全衛生委員会を2回以上開催した小中学校の割合	—	—	100%	
在職者に占める精神神経系疾患による休職者の割合	0.15%	0.23%	0.2%以下	

【関連するSDGsの項目】

- ④ 教育 ⑧ 経済成長と雇用

施策 (4) 教育環境の整備・充実

現状と課題

子どもたちが、安全で安心かつ時代に即応した快適な教育環境の中で学習していくことが望まれています。

令和元年度（2019年度）に定めた伊勢市学校施設長寿命化計画に基づき、施設・設備の耐久性、機能及び性能の向上または修繕等の維持管理に努めるとともに、学習指導要領に対応した多様化する教育内容・指導方法の実現のため、教材備品の整備・充実を図る必要があります。

また、学校給食は、小学校は単独自校調理方式、中学校は共同調理場方式により実施していますが、子どもたちに安全・安心な給食を提供するためには、衛生的・持続的に給食調理が行える環境を整えなければなりません。衛生管理基準に沿った運用をしていくために、調理機器等の更新や設備の充実を図るとともに給食提供体制も確保する必要があります。

主な取組

施設・設備の長寿命化と教材備品の充実	伊勢市学校施設長寿命化計画に基づき、施設の経年劣化の回復、バリアフリー化、照明のLED化などの長寿命化改修を計画的に進めるとともに、教材備品の整備・充実により、学習環境を整えます。
給食施設・設備の充実と給食提供体制の確保	学校給食における安全・安心な給食の提供は不可欠であることから、給食施設・設備の充実に努めるとともに、調理員の育成、調理体制の確保に努めます。

数値目標

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	備考
学校施設の不具合により学校生活に支障をきたした件数	0件	0件	0件	

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

施策 (5) 小中学校の適正規模化・適正配置

現状と課題

市内の児童生徒数は、この30年間で半数近くにまで減少しており、学校の小規模化が進んでいます。

小規模校では、児童生徒によく目が行き届く、きめ細かな指導が行いやすいなどのよさがある一方、友人関係や学級内での序列の固定化を招く、切磋琢磨する機会が少ない、集団教育活動に制約が生じやすいなどといった課題が挙げられます。

このような現状を踏まえ、より望ましい教育環境の構築と教育の質の充実を目的として策定された「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」に基づき、整備を進めてまいりました。平成29年(2017年)4月には、宮川中学校と沼木中学校が統合した伊勢宮川中学校、二見小学校と今一色小学校が統合した二見浦小学校、平成31年(2019年)4月には豊浜中学校と北浜中

学校が統合した桜浜中学校、令和3年（2021年）4月には神社小学校と大湊小学校が統合したみなと小学校が開校しました。また、令和5年（2023年）4月には二見浦小学校と二見中学校の高台への移転を予定しています。

なお、適正規模化・適正配置を進めるにあたっては、統合前から統合対象校間の連携を密にし、児童生徒や教員の事前交流を十分に行うとともに、統合後は、教育相談体制を充実したり、家庭訪問等の機会を増やしたりするなど、児童生徒の心理面をサポートしていきます。また、通学路の整備や通学支援なども関係課と十分連携・調整を図りながら、進めていきます。

主な取組

小中学校の適正規模化・適正配置の推進	本市における小中学校の適正規模・適正配置の考え方にに基づき、計画的に整備を進めます。
--------------------	--

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
適正規模を満たす学校の割合(※1)	39.1%	34.8%	計画を策定し、実施しています。	小学校 中学校

※1：伊勢市小中学校適正規模化・適正配置基本計画で定める適正規模を満たしている学校の割合

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

本市における小中学校の適正規模・適正配置の考え方

・小中学校の適正規模

[望ましい1学級あたりの児童生徒数]

小中学校の1学級の児童生徒数は、30～35人を上限とし、成長段階に応じて柔軟に対応する。

[望ましい学級数]

小学校の学級数は、12～18学級とする（各学年2～3学級）

中学校の

学級数は、12～18学級とする（各学年4～6学級）

・小中学校の適正配置

(1) 適正配置の検討にあたって

学校教育の充実と児童生徒により望ましい教育環境を整備し、適正な学校規模を実現するためには、学校の統合や通学区域の見直しが必要です。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮し、学校の適正配置の基準を定めます。

なお、校舎等学校施設については、地震、津波等の災害に対する児童生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての機能の強化が求められています。学校の適正配置にあたっては、これらのことに十分に留意し、設置場所の選定及び校舎等施設の充実を熟慮しながら整備を進めます。

(2) 小中学校の適正配置の基準

ア 小学校：原則として、児童の居住地から4km以内に小学校を配置する。

イ 中学校：原則として、生徒の居住地から6km以内に中学校を配置し、複数の小学校で構成する。

※伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画より

基本施策7 社会教育の推進

施策 (1) 学習機会と学習環境の充実

現状と課題

社会の急激な変化と個人の価値観や行動様式が多様化する中、より複雑化する課題に向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会を実現するため、全ての人が生涯にわたり、主体的に学び続けることのできる環境づくりが求められています。

社会教育は個人の成長と地域社会の発展に重要な意義と役割があり、特に、学びを通じた住民相互のつながりを深めることで、地域の課題に向き合いながら地域独自の強みや特色を生かした取組の推進に資することが期待されています。

本市においては、生涯学習センターや公民館等において様々な講座を開催し、その後の学びを継続する場として、サークル団体が活動しています。しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの多様化などに伴い、学習活動への参加者が年々減少する傾向にあることから、誰もが参加しやすい学習機会の充実を図る必要があります。

また、地域における社会教育活動の推進のためにも、公民館、生涯学習センター、図書館などをはじめとする社会教育施設について、ICT への対応など必要な環境整備を進めるとともに、社会教育の活動拠点として積極的に活用されるよう努める必要があります。

主な取組

学習機会の充実	人々が生涯を通じて健康で生きがいをもって暮らすための学習ニーズに応え、人と人との「つながり」続けられるよう、ICT などの新しい技術も活用して、社会の変化に対応した学習機会の提供に努めます。
地域課題解決学習の推進	地域社会の構成員として孤立することなく社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、関係組織と連携し、社会の持続的発展に向けた地域課題を解決するための学びを推進します。

学習環境の整備	図書館、生涯学習センターや公民館などの社会教育施設が、生涯にわたって学びの機会を得られる学習活動の拠点として活用されるよう、ICT への対応など必要な施設の整備や内容の充実を図り、学習環境の整備に努めます。
---------	---

数値目標

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	備考
社会教育施設の稼働率(※1)	33.9%	24.2%	35.0%	
リモート(オンライン)で受講できる講座数(※2)	—	—	30講座	
市民1人あたりの図書館(※3)利用回数及び図書貸出冊数	3.2回 5.7冊	2.2回 4.9冊	3.5回 6.2冊	利用回数 貸出冊数

※1：いせトピア、二見生涯学習センター、二見公民館、小俣公民館、御園公民館及び小俣農村環境改善センターの稼働率（利用コマ数／年間コマ数計）。

※2：社会教育課が所管する施設で実施する公民館講座や生涯学習講座

※3：伊勢図書館、小俣図書館、分室（13施設）

【関連するSDGsの項目】

④ 教育

施策

（2）地域・家庭の教育力の向上

現状と課題

家庭は、生きていくうえでの基礎的な資質や能力を育成する場で教育の原点です。そして、地域は、家庭や学校だけでは身に付けることができないことを学ぶ場です。しかし、少子高齢化や人口減少の進展など社会情勢が変化中、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化により、大人自身の地域とのつながりが希薄化し、地域や家庭の教育力の低下が指摘されています。

家庭においては、地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や核家族化など家庭のあり方は多様化し、子育てや生活習慣の形成など、家庭での教育に不安や悩みをもつ保護

者が増加しています。

また、地域においては、高齢化や人口減少により、地域で活動してきた社会教育関係団体等への参加者が集まらず、その活動を縮小せざるを得ない傾向にあります。また、従来、子ども会など地縁による団体が担っていた教育力も低下しています。

地域や家庭の教育力を向上させ、子どもたちの成長に生かしていくためには、子どもの教育環境を整え、社会教育関係団体や家庭教育支援の関係者等との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。

主な取組

家庭教育に対する支援	妊娠期から学齢期の子をもつ保護者を対象に、家庭教育をテーマにした講座を開催するとともに、家庭教育に関する悩み相談に対してアドバイスを行います。
子ども読書活動の推進	家庭は、多くの子どもが生活習慣を身に付ける場であり、初めて本に出会う場でもあります。子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、心の豊かさと知恵を獲得できるような環境づくりに努めます。
関係団体等との連携	地域や家庭の教育力の向上を図るため、社会教育関係団体の活動を支援するとともに、家庭教育支援等のさまざまな団体等との連携を図ります。

数値目標

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	備考
家庭教育を支援するための講座数及び参加人数	3講座 61人	3講座 16人	12講座 120人	講座数 参加人数
子ども(※1)1人あたりの図書館(※2)における児童書の貸出冊数	14.6冊	12.6冊	17.9冊	

※1：0歳から18歳までを指す

※2：伊勢図書館、小俣図書館、分室（13施設）

【関連するSDGsの項目】

④教育

基本施策8 青少年の健全育成

施策 (1) 青少年の健全育成

現状と課題

地域とのつながりの希薄化や家族と過ごす時間の減少等により、青少年が他者と対面でコミュニケーションをとる機会が少なくなっています。青少年による非行は減少傾向にあるものの、他者との意思疎通がうまくいかず、トラブルに発展する事例が増えています。

特に、SNSの普及により、交遊関係は仮想的かつ広域化し、文字のみによるやりとりから誤解が生じ、現実の人間関係に問題が発生する状況もみられます。

また、家庭の貧困、児童虐待など青少年の健全な育成を阻害する生活環境も社会問題となっています。

青少年の健やかな成長を支援するためには、啓発活動により子どもたちへの関心を喚起し、周りの大人が声をかける街頭指導を行うなど、行政と地域が連携し、子どもたちと積極的に関わっていくことが必要です。

主な取組

青少年健全育成関係団体との連携	各中学校区の青少年健全育成協議会と連携した作文募集や耐寒歩行などの地域の特色ある取組や、SNSをめぐるトラブルへの理解を深める研修等を通じて、地域の大人一人ひとりが子どもに関心をもち、身近なことから青少年健全育成の活動に参加できるよう支援します。
青少年相談センター活動の推進	青少年の健全育成を推進するため、青少年との「心と心の関わり」を念頭に置いて、地域と連携した街頭指導を行います。また、青少年の健全育成に関する指導員の研修や関係機関と情報交換等により青少年相談センターの活動の推進に努めます。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
青少年健全育成協議会と連携した 研修会等の参加人数	—	—	200人	
街頭指導1回あたりの指導を受け た少年数(※1)	1.0人	1.1人	0.8人	

※1：青少年が集まりやすい繁華街等で実施する中央街頭指導における人数。

【関連するSDGsの項目】

- ③ 保健、④ 教育

基本施策9 スポーツの推進

施策 (1) スポーツの推進

現状と課題

本市は、国が策定するスポーツ基本計画を基に、第2期伊勢市スポーツ推進計画（H29～R3）において「ライフステージに合わせスポーツを楽しめるまちへ」を目標に掲げ、市民一人ひとりが、年齢や障がいの有無に関わらず、自分のスタイルをもってスポーツを楽しみ、健康で生き生きとした生活を送ることができる社会を目指して取組を進めてきました。

そこで、第2期伊勢市教育振興基本計画においては、「日常生活において週1回以上スポーツを行っている割合」を数値目標に掲げ、スポーツ振興に取り組んできた結果、令和元年度（2019年度）においては44.6%となり、令和3年度（2021年度）時点の目標値である43.0%を達成することができました。

しかしながら、令和2年度（2020年度）は、39.8%にとどまったほか、国の計画においては令和3年度（2021年度）に65%、三重県においては令和4年度（2022年度）に65%の目標を定めており、市として、国、県の目標はまだ達成できていない状況となっています。

このことから、すでにスポーツに取り組んでいる方には、これからもスポーツを続けていける環境を、またこれから始めようという方には、そのきっかけを提供していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまなスポーツイベントや日常のスポーツ活動、学校での活動が中止、自粛となりました。このような状況下では、感染症対策はもとよりオンラインによる競技や動画配信など新しいスポーツの形も求められています。

これらの活動の基盤となるスポーツ施設については、市の公共施設マネジメントに基づき、安全で安心して利用していただけるよう適切な維持管理を進めていく必要があります。

主な取組

<p>スポーツ活動の充実</p>	<p>スポーツの楽しさを感じてもらえる教室やイベントを開催し、それぞれの生活にスポーツを取り入れてもらえるようスポーツ活動の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者スポーツについても、競技を通じた交流を図ることにより、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。</p>
<p>スポーツ関係団体の連携・強化</p>	<p>スポーツ関係団体との連携を強化し、競技スポーツの振興を図ります。また、全国大会等へ出場する選手や好成績を収めた選手に対して、激励金の支給や市全体で応援していく雰囲気醸成していきます。</p> <p>さらに、学校体育、地域スポーツ、生涯スポーツについても、スポーツ振興につながるよう連携を強化していきます。</p>
<p>スポーツ施設の利便性の向上</p>	<p>各施設においては、今後も利用状況や市民ニーズの把握に努め、安全で快適に利用できるスポーツ施設として整備を行っていきます。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
週1回以上のスポーツ実施率 (※1)	44.6%	39.8%	50.0%	
総合型地域スポーツクラブの会員数	3,662人	3,241人	3,800人	
主要なスポーツ施設の稼働率 (※2)	77.5%	76.9%	80.0%	

※1：伊勢市市民アンケートにおいて、「日常生活の中でどのくらい意識してスポーツを行っていますか」という質問に対して、週1回以上と回答をした市民の割合。

※2：伊勢フットボールヴィレッジ人工芝グラウンド、倉田山公園野球場、市営庭球場、小俣総合体育館、御薗 B&G 海洋センター体育館、二見グラウンドの稼働率

【関連する SDGs の項目】

③ 保健、④ 教育